

異常事態・事故発生緊急時対応 マニュアル

平成31年4月制定

令和7年 6月改訂

一般社団法人 HIMAWARI

緊急時等対応マニュアル

緊急時とは、サービス提供時に発生した利用者、職員の病状の急変、生命の危険等が生じる場合をいう。障害児者通所支援サービス事業における従事者の場合、精神疾患、身体障害、発達に特性のある利用者を対象としている業務内容からも緊急を要する事故の発生に備えて、事前にその対応方法及び手順を周知徹底し、適切に対処することが求められる。

【想定される主な緊急事態】

1. 利用中の怪我、事故等
2. 送迎中の車両事故
3. 所在不明

【事故発生予防のための情報収集】

●利用者の疾患等の情報収集

- (1) フェイスシート、保護者からの情報をもとに利用者の過去の疾患、現在治療中の疾患等の情報を収集し、整理する。
- (2) サービス提供の際の事前の検温等のバイタルチェックによって、体調の急変等の可能性を予測する。

【利用者、利用児や保護者とのコミュニケーション】

- (1) モニタリング等で利用者や保護者とコミュニケーションをとり、状態の把握に努める。
- (2) 利用者や保護者との信頼関係を強化し、情報の発信が出やすい状況を築くことが大切である。
- (3) 顔色や熱感等の観察による情報も重要である。

【送迎者（運転者）の健康状態の確認】

- (1) 出勤時、検温等のバイタルチェックによって、体調の急変等の可能性を予測する。
- (2) 疲れや体の痛み、体調不良は無いかの確認。
- (3) 車両の操作に影響がある薬を服用していないかの確認。
- (4) 車両の操作に影響が出る悩み等が無いかの確認
- (5) その他、健康状態に関して気になることは無いかの確認。

＊ 上記の他、持病がある場合は適宜確認を行う。（第三者が確認する）

＊ 送迎マニュアル参照

【事業所内及び設備に関する点検】

予想外の事故や怪我を未然に防ぐため、日々設備・備品等の破損や不具合を確認し、不備があればすぐに対応する。

(1) ■施設出入口及び駐車場

- ・ 玄関扉に破損や不具合は無い（開閉・ガラスの破損等）
- ・ 出入りに支障となる障害物は置いて無い
- ・ 靴箱に破損や不具合は無い
- ・ 駐車場から施設の活動場所まで危険は無い
- ・ 駐車場は適当な広さが確保されている

(2) 活動、作業場所

- ・柱や壁に破損や不具合は無い
- ・床に活動に支障となる障害物は無い、床にめくれや釘などが出していない
- ・棚やテーブル、椅子などにネジ等の緩みやがたつき、破損は無い
- ・窓ガラスやカーテンに破損や不具合は無い
- ・コンセントの差込口に異常は無い
- ・照明器具に破損や不具合は無い
- ・壁の展示物や飾りの落下は無い

(3) 遊具（簡易プール含む）

- ・遊具に危険は無い（破損・不具合）
- ・簡易プールの水は適温
- ・簡易プールの管理はできている（清掃・消毒）

【緊急連絡先等の整備】

(1) 緊急時に使用する連絡先一覧の作成

緊急時に備えて、素早く対応できるように、利用者の家族、かかりつけ医等を記載した利用者連絡先一覧を作成しておく。

(2) 医療情報の記録表

緊急時には、搬送先等に利用者の正確な医療情報を伝えなければならないため、次のような医療情報を主にフェイスシートや保護者からの情報をもとに整理しておく。

- ① 既往症 ②服薬情報 ③アレルギー等

【緊急時の対応】

(1) 緊急連絡

- ・状態に応じて主治医に連絡、又は119番通報を行う。
- ・保護者に連絡する。
- ・必要に応じて他の利用者に状況を説明し、不安・動揺を抑える。
- ・理事、施設長、管理者等に連絡し対応を協議する。

(2) 119番通報

- ・救急車の要請であることを伝える
- ・利用者の状態を簡潔明瞭に伝える。
 - ア 意識（消失、反応がない、呂律が回らない等）
 - イ 呼吸（停止、速い、遅い、弱い等）
 - ウ 脈拍（有無、速い、遅い、弱い等）
 - エ 体温（実測値、高い、低い等）
 - オ 出血・吐血・下血（出血箇所、色、量、回数等）
 - カ 嘔吐（色、量、形状等）

(3) 応急処置

状況に応じて可能な限り次の一般的な処置を行う。

- ・口腔内の異物等の確認及び除去
- ・軌道の確保
- ・人工呼吸
- ・心臓マッサージ
- ・止血
- ・AEDの使用

(4) 救急車の誘導と到着後

- ・道路に出て救急車を誘導する。
- ・利用者の状況、状態を説明する。
- ・同乗の際は、状況、状態の詳しい者が必要な書類を持参し救急車に同乗する。

【結果の報告・記録】

- (1) 対応について保護者に報告する。
- (2) 緊急事態又は事故の発生から対応までの一連の経緯について記録する。特に事故については、この記録に基づき事故の要因分析や具体的な再発防止策を検討、実践していくことになるので、職員の記憶が確かな早い段階での確実な事実の確認と記録を行う。
- (3) 対応手順に問題がないか等を検討し、以後の対応をさらに向上させる事例として活用する。